

# 建築基準法の改正について

大久保 勲

平成10年6月の通常国会で「建築基準法の一部を改正する法律」が可決成立しました。今後改正事項によって異なりますが、最長2年間の周知期間を置いて施行されることになっています。

一部を改正するとなっていますが、今回は建築基準法が昭和25年に制定されてから初めての大改正といっても過言ではありません。今回の改正では以下の3点がメインとなっています。

## 建築確認手続きの合理化

### ・建築確認・検査の民間解放

これまで建築確認や完了検査業務は地方公共団体の建築主事が実施してきましたが、これを建築主事に加えて民間機関でもこれらの業務を実施できるようにするものです。平成8年度の全国の建築主事の数は約1,800人で建築確認数は約110万件あり、1人当たり約600件となり、十分な審査や有効な検査は現実的には無理な状態にあります。そこで新たに必要な審査能力を備えた指定確認検査機関を加えて建築確認手続きの合理化を図るものです。

## 建築規制内容の合理化

### ・性能規定化などによる建築基準体系の見直し

現在の建築基準は特定の工法、材料、寸法などの仕様規定ですが、これを一定の性能さえ満たせば多様な材料、設備、構造方法などを用いることのできる性能規定に変えることです。これにより技術開発の促進や海外の資材・部品の円滑な導入、建築コストの低減などが図られるとしています。また、建築設計の自由度が高まるために、大規模木造ドームや免震構造の建築物など新たな工法を駆使した建物の建築が容易になります。しかし、現在の仕様規定が完全になくなるわけではありません。性能規定化では建築物に求められる要求性能に見合っているかを検証しなければなりません。性能基準を満たす「例示仕様」というものが政令・告示で示されることになっています。現行の仕様規定もその一つとして位置づけられますので、中小の

工務店では現在使っている設計や仕様を改める必要がありません。

### ・連担建築物設計制度の創設

一ブロック内の複数の敷地に建てられる建築物を既存の建物を含めて一定の条件をクリアする場合には、同一敷地内にあるものと見なして容積率、日影制限などの規制を緩和するものです。

### 建築規制の実効性の確保

### ・中間検査制度の導入

現行では建築着工後、建物の完成時に建築主事が完了検査を行い使用が開始されることになっています。これに対して今後は特定行政庁（地方自治体）ごとに中間検査を受けなければならない工事、工程を決め、建築主事もしくは指定確認機関による検査を受けなければ次の工程へ進めなくなります。自治体の自主性で検査を受けるべき建築物の種類、構造、用途、工程を定めることになっていますが、住宅については違法建築、手抜き工事、欠陥建築の排除を図るために中間検査対象の建築物になりそうです。

### ・確認検査に関する図書閲覧制度の確立

特定行政庁による台帳整備を義務化するとともに、台帳記載事項のうち検査の実施状況などについて閲覧できるようにするものです。

本特集号では建築基準法が性能規定化体系に変わることに関連して木造建築にとって最も影響が大きいと思われる防耐火性能に重点を置いて、改正の背景や今後の動きについて解説します。あわせて木質材料の性能、建築物の構造安全性能についても紹介します。

建築基準法は改正されましたが、実際に法律を施行していく上で必要な規定はほとんど決められていません。今後、これらの実務的に重要な詳細にわたる規定は政令、省令、告示の形で明らかにされていく予定になっています。その段階で改めて防耐火、材料、構造性能について詳細を紹介したいと思います。

(林産試験場 性能部長)